

料 金 表 【 通所リハビリテーション 】

平成28年4月1日現在

【1】 基本料金 (介護保険の給付対象となるサービス・非課税)

施設利用料は要介護度・提供時間により異なります。以下は基本提供時間の1日の単位です。

(1単位×10.33=10.3円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 大規模事業所Ⅰ 6時間以上8時間未満	714単位	861単位	1007単位	1152単位	1299単位

【2】 加算料金 (介護保険の給付対象となるサービス)

☆サービス提供体制強化加算	(I) イ 介護福祉士を50%以上配置	18単位/日
	(I) ロ 介護福祉士を40%以上配置	12単位/日
	(II) 3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置	6単位/日
入浴加算	入浴または清拭を行った場合	50単位/日
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のプロセスを実施するとともに多職種協働により推進を行った場合	230単位/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	計画書の説明・同意を得た日の属する月から起算して6カ月間リハビリテーションの質を管理した場合	1020単位/月
会議の開催、医師からの説明と同意、多職種による情報提供と居宅訪問等の条件をクリアした場合	当該日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間のリハビリテーションを管理した場合	700単位/月
短期集中個別リハビリテーション加算	*退院日・退所日または認定日から起算して3ヶ月以内	110単位/日
重度療養管理加算	要介護度3・4・5の方に対して計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	100単位/日
中重度者ケア体制加算	要介護度3・4・5の方の割合が30%以上。 看護職員・介護職員の人員配置	20単位/日
社会参加支援加算	サービス終了の方が社会参加へ移行した割合が一定以上となり要件を満たし評価対象期間の翌年1年間	12単位/日
若年性認知症利用者受入加算		60単位/日
栄養改善加算(月2回を限度)		150単位/回
口腔機能向上加算(月2回を限度)		150単位/回

介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用サービス総単位数に3.4%を乗じた単位数
-------------	------------------------

【3】 その他の料金 (介護保険の給付対象外のサービス・非課税)

食費(食材料費+調理費用)	500円/日
日用品費(石鹼・シャンプー・リンスなど)	40円/日
教養娯楽費(レクリエーション材料費・画用紙・折り紙・半紙)	100円/日
おむつ代(リハパン・パット・フラット)	布おむつ 35円/枚 紙おむつ 40円/枚 おむつカバー 50円/枚

介護度別 << 1割負担 >>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
●1日のご利用料金めやす● (基本サービス費・入浴・リハビリ・その他)	1,509円	1,666円	1,822円	1,977円	2,134円

介護度別 << 2割負担 >>	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
●1日のご利用料金めやす● (基本サービス費・入浴・リハビリ・その他)	2,379円	2,693円	3,005円	3,315円	3,629円

☆サービス提供体制強化加算につきましては当施設の職員配置体制に伴い変更する場合がございます。

平成27年4月1日現在 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定しております。

※ 利用者負担額は、負担割合証に応じて請求させて頂きます。単位数合計から金額に換算する際の処理により金額が若干増減する場合がございます。

※ 事業所は料金表に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

【4】 お支払方法 ご利用者若しくはご家族様の銀行口座からの『自動引き落とし』を原則とします。

(手数料は施設が負担し、サービス利用月の翌月27日を引き落とし日とします)

口座手続き中や資金不足の為お引き落としができなかった場合、現金でお支払いをお願いさせて頂く場合がございますのでご了承下さいませ。 介護老人保健施設 栄公苑